

(業者搬入用)

誓 約 書

年 月 日

下 関 市 長 様

被災者 住所
氏名
電話

搬入運搬者 住所
氏名
電話

搬入台数 (奥山) 台 (車種:)
(吉母) 台 (車種:)

搬入予定期間
年 月 日 ~ 年 月 日

罹災（火災、地震、台風、洪水、高潮または津波）に伴う廃材及び残さについては、上記請負業者に委託します。

また、搬入にあたっては、罹災部分及び罹災に伴い解体が必要な部分のみを搬入し、廃棄物はすべて分別を実施し指定された場所に搬入します。

なお、万一履行しなかった場合は、減免の取り消し及び一切の搬入停止の処分を受けても異議はありません。

罹災に伴う廃棄物の搬入に際しての注意事項

- 1 罹災部分及び罹災に伴い解体が必要な部分のみを搬入すること。
- 2 建物の基礎部分については、手数料減免の対象とならない。市の施設へ搬入する場合は、通常の廃棄物と同様、手数料を払って搬入すること。
- 3 廃棄物はすべて分別すること。
- 4 家電リサイクル法にかかる特定家庭用機器やその他、市で処理できない廃棄物を搬入しないこと。